



## 野村不動産が野村不動産マスターファンド投資法人＜3285＞株式の大量保有報告書を提出



野村不動産マスターファンド投資法人＜3285＞について、野村不動産が6月12日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「発行者（野村不動産マスターファンド投資法人）の資産運用会社（野村不動産投資顧問株式会社）のグループ会社として、長期保有を前提に安定投資主となることを目的としております。」によるもの。

報告書によると、野村不動産の野村不動産マスターファンド投資法人株式保有比率は、5.27%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2013年6月12日。